

～農地法第3条に係る申請書類一覧表～

必ず提出するもの

①許可申請書

②土地登記事項証明書（全部事項証明書）

- ・法務局で取得できます。
- ・農業委員会の受付日から3ヶ月以内のものを提出してください。

③位置図

- ・農地の位置が正確に分かる航空写真等。

必要に応じて提出するもの

④住民票・附票等

- ・土地登記事項証明書（全部事項証明書）に記載された住所と現住所が異なる場合、つながりの分かるもの。

⑤農業経営証明書（譲受人が町外在住者の場合）

- ・お住いの地域の農業委員会にお問い合わせください。

⑥その他

- ・必要に応じてその他の書類を提出して頂く場合があります。